

# 環境通信

ENVIRONMENT

問い合わせ先 環境衛生課(合志庁舎) ☎248-1202

微小粒子状物質(PM2.5)に  
ご注意ください

PM2.5は、大気中に漂う直径2.5マイクロメートル以下の物質で、粒子が小さいことから肺の奥深くまで入りやすく、健康への影響が心配されています。

### 注意喚起の実施

- 県では、午前5時、6時、7時の3回の平均値が1立方メートル当たり85マイクログラムまたは1日当たりの平均値が1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると思われる場合に注意喚起を実施しています。
- 注意喚起が行われたときは**
- 不要不急の外出は控える。
- 屋外での激しい運動はできるだけ減らす。
- 外出時はマスクを適切に着用することが望ましい。
- 室内の換気は必要最小限にする。
- 洗濯物は室内に干す。
- 県と熊本市が公表する速報値を注視する。

### 大気環境情報メールの配信

PM2.5などの注意喚起を実施・解除したときにメールを配信します。メール配信を希望する人は県ホームページか

ら登録してください。  
県ホームページ  
[http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/43/kankyoutaikios\\_en.html](http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/43/kankyoutaikios_en.html)



### 食中毒に注意しましょう

運動会やハイキングなど、イベントが多い季節になりました。気温が高くなると食中毒が起りやすくなります。食品の衛生的な取り扱いを心掛けましょう。特に生肉には食中毒菌が付いている恐れがありますので注意しましょう。

### 家庭でできる

#### 食中毒予防のポイント

- 肉、魚、野菜などの生鮮食品は新鮮な物を選び、消費期限などを確認して購入しましょう。
- 肉や魚などは、ビニール袋や容器に入れ、冷蔵庫の中の他の食品に肉汁などがつかからないようにしましょう。また、取り扱う前後に必ず手指を洗い洗った後、流水で十分に洗い流す

- ことが大切です。簡単なことですが、細菌汚染を防ぐ良い方法です。
- 生の肉や魚を切った後、洗わずにその包丁やまな板で、果物や野菜など生で食べる食品や調理の終わった食品を切ることはやめましょう。
- 加熱して調理する食品は十分に加熱しましょう。
- 調理前の食品や調理後の食品は、室温に長く放置してはいけません。例えば、0157は室温でも15〜20分で2倍に増えます。

### ペットボトルは つぶして出してください

ペットボトルは、つぶして出しましょう。つぶすことで家庭での管理がしやすくなり、袋にたくさん入れることができます。



燃やすごみの量を  
減らしましょう

分別は、燃やすごみ減量の第一歩です。名刺より大きい紙は、資源物D(紙類)に分類して出しましょう。



平成25年度4月~2月は466g

※ごみ排出量は、東部清掃工場に収集車で搬入されるごみと直接搬入されるごみの量です。可燃性粗大ごみは含みません。

### お詫びと訂正

広報4月号8ページ、家庭から出る燃やすごみの量と月の表示に誤りがありました。お詫びして訂正します。

- 平成23年度(4月~1月)は469g
- 平成25年度(4月~1月)は472g
- 平成26年度(4月~1月)は473g

第57回

# 水道週間

6月1日(月)~7日(日)

第57回スローガン

カラカラで 蛇口に飛び込む 僕の口

水道について理解と関心を深め、公衆衛生の向上と生活環境を改善する水道事業のさらなる発展を目指して、全国一斉に「水道週間」が実施されます。

蛇口を開けば簡単に得られる安全な水。あまりにも身近にあるため、現代の私たちは水のありがたさをつい忘れがちです。

安全な水を安定して配水することは水道事業の基本的な役割の一つですが、災害や事故などで水道が使えなくなる場合もあります。「もし今、水が止まったらどうなるだろう…」ほんのちょっと考えてみてください。

本市の水道水は、全て天然の地下水をくみ上げ、滅菌して配水しており、定期的な水質検査により水質基準に適合しています。

### こんなときは必ず届け出を

- 休止届**
    - 転出、引っ越しをするとき(市内転居も含む)
    - 水道の使用を一時的に休止するとき
  - 開始届**
    - 転入、引っ越して来たとき(市内転居も含む)
    - 一時的に休止した水道を再開するとき
  - 名義変更届**
    - 所有者や使用者の名義が変わったとき
- ※料金の支払いは口座振替が便利です。(毎月末日に振替、12月は25日です)

- 問い合わせ先**  
水道局(合志庁舎)  
上下水道お客さまセンター  
☎(248)12332

### 節水にご協力ください

- 家庭でできる身近な節水に取り組みましょう。
- 洗面、歯みがきのときは水を出しっぱなしにしない。
  - 洗濯などにお風呂の残り湯を再利用する。
  - 洗車はバケツに水をくんで行なう。など

### 漏水にご注意ください

漏水(宅内の水もれ)を放置すると上下水道料金が高額になるばかりでなく、限りある水資源を無駄にすることになります。給水管(本管から宅地内)は、基本的に所有者の自己管理になりますので、早期発見、早期の修理をお願いします。

### 漏水の発見のしかた

検針時(毎月20日~月末日)の「上下水道使用量のお知らせ」の票と先月の票を比べ、量が極端に増えている場合は漏水の恐れがあります。

※このパイロットマークがわずかでも回っていれば、宅内のどこかに水漏れがあることとなります。



### 漏水修理は 市指定水道工事店へ

水道給水管の修理は、市指定の水道工事店へご連絡・ご相談ください。

### 問い合わせ先

水道局(合志庁舎)  
上下水道課 管理工務班  
☎(248)1159